

新型コロナウイルス感染症と予防接種《説明書》

(※接種を受ける前に読んでください。)

予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症の予防接種は、自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種を行います。この説明書等をよく読んで、予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、十分に納得した上で接種してください。気にかかることやわからないことがあれば予防接種を受ける前に医師や看護師に相談してください。

また、予診票は、基本的には接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種する医師に伝えてください。

対象者：接種日に赤磐市に住所がある以下の人

①65歳以上の人

②60歳以上65歳未満の方で一定の基礎疾患(※)を有する人

※心臓や腎臓、呼吸器の機能の障害があり身の回りの生活を極度に制限される人や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な人。

(季節性インフルエンザの定期接種の対象者と同じ。身体障害者手帳1級程度)

※身体障害者手帳または医師の診断書等を接種医療機関にご持参ください。

接種期間と回数：10月1日～翌年1月31日の間に1回

同時接種：同時接種は、接種する医師が特に必要と認めた場合は可能です。

他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

1 新型コロナウイルス感染症とは

《感染経路》①飛沫感染(ウイルスを含む飛沫が口、鼻、目などの露出した粘膜に付着する)
②エアロゾル感染(空中に浮遊するウイルスを吸い込む)
③接触感染(ウイルスを含む飛沫やウイルスが付着したものの表面を触った手指で露出した粘膜を触る)

《症状》新型コロナウイルス感染症は、SARS-CoV-2に感染することによって起こります。発症すると、熱や咳など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒する人が多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。

2 ワクチンの効果

新型コロナワクチンについては、国(厚生労働省)において有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化予防効果が認められたと報告されています。

ただし、予防接種を受けても、発症等を完全に予防できるわけではありません。

3 予防接種を受けることができない人

- 明らかに発熱している人(通常は37.5℃を超える場合)
- 重い急性疾患にかかっている人
- ワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある人
※アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下などアナフィラキシーを疑わせる複数の症状
- 医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した人

4 次の方は接種前に医師にご相談ください

- 抗凝固療法(血液をさらさらにする薬の投与)を受けている人、血小板減少症または凝固障害(出血時に血が止まりにくい)のある人
- 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
- 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
- 過去にけいれんを起こしたことがある人
- 本ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人
- 基礎疾患のある人は、かかりつけ医と接種の必要性についてよく相談してください。

5 接種後は以下の点に注意してください

- 接種後24時間は健康の状態に注意してください。
特に、接種後30分間は、**急な副反応**（冷汗が出る、めまい、顔面蒼白、手足が冷たくなる、意識の消失）、**アナフィラキシー**（全身のかゆみ、じんましん、喉のかゆみ、ふらつき、動悸）が起ることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしてください。
- 接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめてください。
- 接種当日はいつもどおりの生活をしてかまいませんが、接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けてください。
- 接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

6 副反応について

主な副反応は、**注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱、リンパ節の腫れ**などがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

稀に起こる重大な副反応として、**ショック・アナフィラキシー**（急性のアレルギー反応）、**心筋炎、心膜炎、ギラン・バレー症候群**などがあります。接種後に**胸の痛みや動悸、息切れ、むくみ、手足の力が入りにくい、しびれ**などの症状が現れたら速やかに医療機関を受診してください。

7 健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

健康被害が今回の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認めたときは、救済措置として市町村長から給付（医療費や医療手当など）が行われます。

健康被害救済制度についてのご相談や手続きは、健康増進課までご連絡ください。

8 その他

《ご本人の意思確認が困難な場合》

家族又はかかりつけ医の協力により対象者本人の意思確認をすることは認められますが、**意思確認ができない場合は、予防接種法に基づいた予防接種を行うことはできません。**

※接種を検討されている人は、**本説明書や製薬メーカーが作成しているワクチンごとの説明資料**などで、**ワクチンの効果や副反応などの詳細を必ずご確認ください。**

《お問合せ先》赤磐市健康増進課
電話番号086-955-1117